弁明の機会の付与通知書

熱土第　72-17　号
平成 15 年 2 月 13 日

[redacted]
様

静岡県知事　石川嘉延

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定により通知します。

弁明の件名	熱海市伊豆山字[redacted]ヶ字水立[redacted]における開発行為に係る都市計画法第 81 条第 1 項に基づく措置命令
予定される不利益処分の内容（講ずべき支障の除去等の措置の内容）	熱海市伊豆山字[redacted]ヶ字水立[redacted]における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 当該土地の区域外への土砂の流出を防止するための措置の計画をたて、熱海土木事務所都市計画課の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。
不利益処分の根拠となる法令の条項	都市計画法第 81 条第 1 項第 1 号
不利益処分の原因となる事実	都市計画法第 29 条に違反し、開発行為の許可を受けずに開発行為が行われた。
弁明書の提出先	〒413-0016　熱海市水口町 13-15　熱海土木事務所　都市計画課
弁明書の提出期限	平成 15 年 2 月 20 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	無
口頭による弁明の機会の付与の日時	無
口頭による弁明の機会の付与の場所	無

備考

1　提出期限までに弁明書が提出されない場合には、静岡県職員及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年規則第 71 号）第 21 条の規定に基づき手続きを行うこともありますので、御承知おきください。

2　不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。